

## 未使用回数券払い戻しのご案内

消費税率の引上げに伴う通行料金改定を平成26年4月1日から実施します。  
つきましては、平成26年3月31日までにご購入いただいた回数通行券(以下「旧回数券」という。)は次のとおり払い戻しを行います。

なお、旧回数券は平成26年9月30日までは従前どおりご利用いただけます。

### 【払戻期間】

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)までの1年間

### 【場所等】

※コンビニでは旧回数券の払い戻しは行っておりません。

路線名	払い戻し場所	窓口時間	連絡先
衣浦トンネル	料金事務所	毎日 9:00～18:00	0569-22-5318
衣浦豊田道路	牛田料金事務所	毎日 7:00～21:00	0566-84-1112
小牧東インター有料道路	料金事務所	毎日 9:00～18:00	0568-88-5084
名古屋瀬戸道路	長久手料金事務所	平日 7:00～20:00	0561-65-0900
		土日祝 9:00～18:00	
小坂井バイパス	料金事務所	毎日 9:00～18:00	0532-33-7945
三ヶ根山スカイライン	料金事務所	平日 9:00～17:00	0563-62-3001
鳳来寺山パークウェイ駐車場	料金事務所	平日 9:00～16:00	0536-32-2566

### 【手続き方法】

<手順>

- ①ご利用されている旧回数券の路線の料金事務所へご持参ください。
- ②その場で精算し、現金にて払い戻しします。なお、払戻手数料は無料です。

<お願い>

払戻額が高額となる場合、料金事務所によってはお取扱いができない場合もありますので、事前に当該料金事務所までお問い合わせくださるようお願いいたします。

### 【払戻額】

$$\text{旧回数券1冊の販売金額} \times \frac{\text{未使用券枚数}}{\text{旧回数券1冊の総枚数}} = \text{払戻額} \quad (\text{10円未満切り捨て})$$